

[七ヶ浜町からのお知らせ]

平成19年度の個人住民税はこう変わります

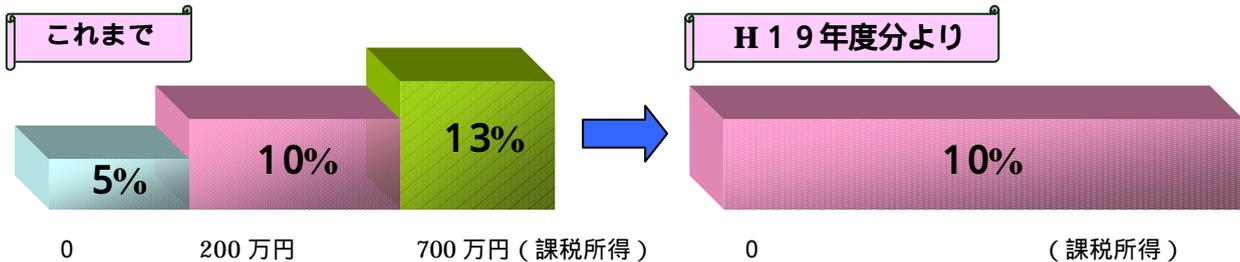
Q1 住民税とは？

A 市町村や県は、生活基盤整備や防災、福祉、医療、教育など、日常生活に直接結びついた様々な行政サービスを行っております。住民税はこのサービス提供に必要な費用を、地域社会のみなさんで負担していただく大変重要な地方税です。均等の額によって負担する「均等割」と所得金額に応じて負担する「所得割」で構成されており、一般的に県民税と市町村税を合わせて住民税といえます。

国から県・市町村への税源移譲

Q2 どのように変わりますか？

A これまで住民税の所得割は、所得に応じて5%・10%・13%の3段階の税率となっていました。これが、国から地方への税源移譲に伴い、平成19年6月徴収分から一律10%の税率になります。



Q3 税負担はどれくらい増えますか？

A 住民税は増えますが、その分、国税である所得税が減りますので、**税源移譲による納税者の負担（住民税 + 所得税）は変わりません**。また扶養控除や配偶者控除（人的控除）の関係で、住民税のみを納めていたみなさんについては、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて住民税を減額することになります。

【個人の税負担のイメージ】

平成18年度まで

所得税(国税)	119,000円
住民税(地方税)	76,000円
計	195,000円

税源移譲

平成19年度から

所得税(国税)	59,500円
住民税(地方税)	135,500円
計	195,000円

夫婦 + 子2人
給与収入500万円
の場合

子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとし、又、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。上記は、税源移譲による負担変動を示すものです。

Q4 どうして税源移譲を行うのですか？

A 住民にとって身近で本当に必要なサービスを、より効率的に行うことができるのは、市町村や県などの地方団体です。しかし、地方団体は、その事業にかかる費用の多くを国から国庫補助金としてもらって実施していることから、自主性や効率性を発揮できない状況にありました。そこで、地方の実情に合った行政サービスを地方団体が自らの責任において効率的に行えるよう、これら国庫補助金を廃止し、その財源を税そのままの形で国から地方へ移譲することになったものです。

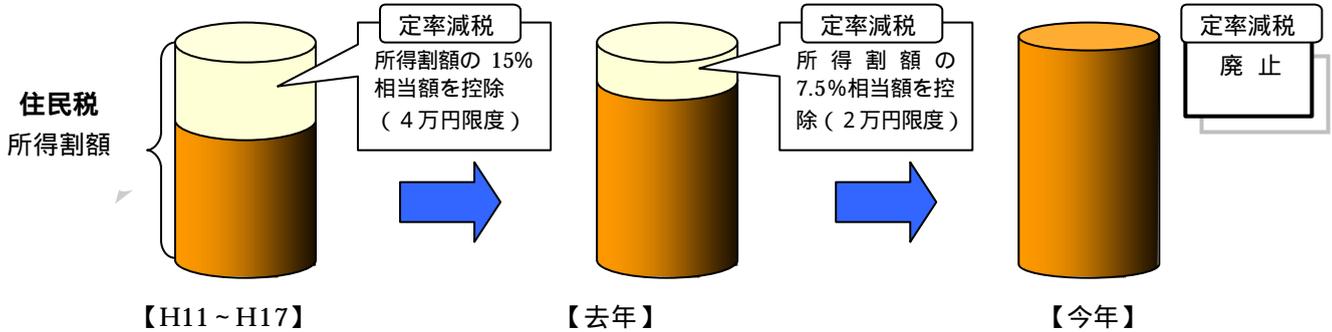
Q5 いつから実施されるのですか？

- A **給与所得者の方は**、平成19年1月分からの所得税が減っており、平成19年6月分（平成19年度課税分）からの住民税が増えます。
自営業などの事業所得者は、平成19年6月分からの住民税が増え、平成20年3月の確定申告（平成19年分所得の確定申告）のときに所得税が減ります。
年金受給者の方は、平成19年2月に支給される年金から源泉徴収される所得税が減っており、平成19年6月分からの住民税が増えます。

定率減税の廃止

Q6 定率減税とは何ですか？

A 平成11年度に景気の下入れ等を狙って導入された特例的な減税措置で、平成18年度は減税の割合が2分の1に引下げられ、平成19年度からは廃止となります。



所得税（国税）においても「定率減税の廃止」が行われます。
「H18：所得税額の10%（12.5万円限度） H19：廃止」

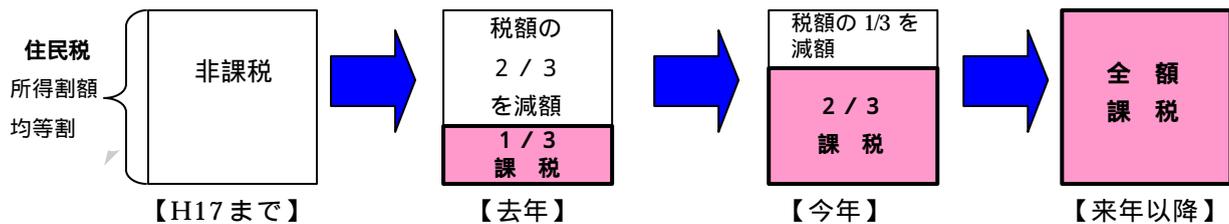
Q7 どうして廃止するのですか？

A 導入当初に比べて、民間消費や企業の設備投資などの民需を中心に経済状況が改善されてきたため廃止するものです。

65歳以上の方に適用される非課税措置の廃止

Q8 どのような措置ですか？

A 平成17年度までは、65歳以上で前年の合計所得が125万円以下の方は非課税でしたが、その措置が廃止となりました。経過措置として、平成18年度課税分については3分の2を減額し、平成19年度課税分については3分の1を減額し、平成20年度課税分からは通常課税となります。



《経過措置に該当する方》

平成17年1月1日現在で65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれ）
合計所得金額が125万円以下

Q9 どうして廃止するのですか？

A 制度が設けられた当時に比べて社会保障制度が整備されており、少子高齢化が進行する中、世代間及び高齢者間の公平を図り、高齢者に対しても年齢だけで一律に優遇せずに担税力に応じた負担を求めようとするものです。